

○財務省告示第七十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成二十七年二月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月五日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百十三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。の適用を受けるものとし、その

五 発行額 日本銀行による借換えのための引受け額で一兆四百六十八億八

六 最低額面金 千万円

七 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものと

八 発行日 平成二十七年二月二十日

九 発行価格 額面金額百円につき百円一厘

十 償還期限 平成二十八年二月二十二日

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当 た
成 本 面 還 たる だ
二 銀 金 金 を と し
十 行 額 支 払 は 償
七 百 円 に う 。 そ の 還
年 円 づ き 百 円 翌 営 業 日 期
二 月 二十 日 営 業 日 行 休 業 日 銀 行 休 業 日 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に
十 日